

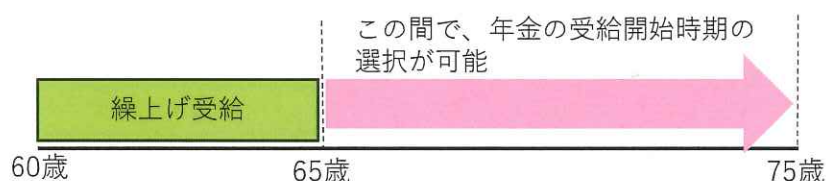
令和4年度から農業者年金制度が変わります!!

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年5月29日に成立し、独立行政法人農業者年金基金法が一部改正されました。

※今回の独立行政法人農業者年金基金法の一部改正は、平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

年金受給開始時期の選択肢の拡大

令和4年4月1日から、農業者年金の受給開始時期を選択することができます。



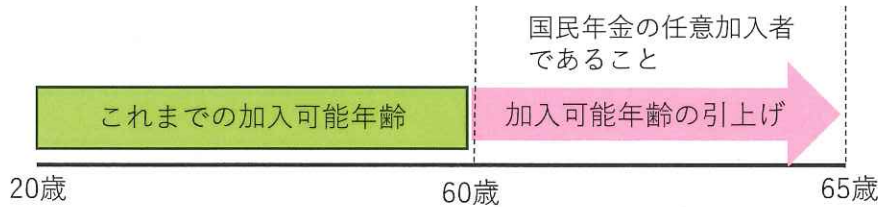
改正前(令和4年3月末まで)	改正後(令和4年4月から)
65歳に達したときから年金を受給することができました。	① 65歳以上75歳未満の方は、年金の受給開始時期を選択することができます。 ② 75歳に達するまでに年金の支給を請求しなかった方については、75歳に達したときから支給されることとなります。
※1 これまでどおり60歳以上65歳未満の方は、繰上げ受給をすることができます。 ※2 受給開始時期の選択は、昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象になります。 ※3 特例付加年金については、受給要件を満たした上で、年金の受給開始時期を選択することができます。（受給開始年齢に上限はありません。） ※4 旧制度の農業者老齢年金は、これまでどおり65歳に達したときから受給することとなります。	

平成14年1月から始まった新制度の農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金であり、受け取る年金額は、自らの保険料と運用成績に応じて決まります。

一般的には運用期間が長期になることで、給付原資の充実が見込まれますが、運用成績によっては必ずしも年金額が増えるとは限らず、マイナスの運用が続いた場合は、給付原資が減少することもありますので、ご理解の上、受給開始時期をご判断ください。

年金への加入可能年齢の引上げ

令和4年5月1日から、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の農業者も農業者年金に加入することができます。



改正前(令和4年4月末まで)	改正後(令和4年5月から)
<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、農業に従事（年間60日以上）している方。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、農業に従事（年間60日以上）している方。（改正前と同じ） ② 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方。
<p>※1 60歳以降、農業者年金に加入する場合は、通常加入のみとなります。</p> <p>※2 国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。</p> <p>※3 農業者年金の被保険者資格は、60歳になったときに自動的に喪失するため、60歳以降引き続き農業者年金に加入する場合は、再度、農業者年金の加入手続きが必要となります。</p> <p>※4 60歳までに農業者年金に加入していなかった方でも、加入要件（改正後②）を満たせば、65歳に達するまでの間で加入することができます。</p> <p>※5 なお、農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金の保険料を納付する義務があります。</p>	

【問い合わせ先】

独立行政法人農業者年金基金

● 今回の制度改正に関する問い合わせ先

- ・ 制度改正全般について
- ・ 受給開始時期の選択肢の拡大について
- ・ 加入可能年齢の引上げについて

企画調整室 03-3502-3942
 業務部給付課 03-3502-3945
 業務部適用・収納課 03-3502-3944

<https://www.nounen.go.jp>